

各位

2025 年 10 月 29 日

株式会社カーリット 化成品部

デゾレート AZ 粒剤の劇物除外に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お取り扱いをいただいておりますデゾレート AZ 粒剤は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 358 号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 107 号）が本日公布されたことに伴い、劇物から除外され普通物（毒劇物に該当しないものを指している通称）となりましたのでご案内申し上げます。

今後ともデゾレート AZ 粒剤についてご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

塩素酸塩粒剤（クサトール FP 粒剤、クロレート S、デゾレート AZ 粒剤）の 劇物除外に関する Q&A

Q：なぜ劇物から除外となったのか。

A：塩素酸塩粒剤は毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号）第 2 条第 18 号の「塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。」に該当し、劇物に指定されていましたが、現在の製剤は難燃性であり、消防法で定められている危険物に該当しないことから、厚生労働省に対し劇物除外の審議申請を行い、手続きを進めてきました。

その結果、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 358 号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 107 号）の公布に伴い、劇物から除外されることとなりました。

Q：劇物除外となることで、製品の内容物に変更が生じるのか。

A：従来製品と内容物に違いはありません。

Q：劇物除外後、劇物と表記されている現行の商品はどのような扱いとなるのか。劇物と表示されていることへの対応が必要となるのか。

A：劇物の対象外となったものは表示の如何に関わらず、劇物としては取り扱いません。従いまして表示の変更等の対応は必要ありません。

Q：劇物除外後の譲受書は具体的にどのタイミングから不要になるのか。

A：上記政令、省令公布日以降の販売、授与から不要となります。公布日前に該当製品を販売している場合、官報告示及び法改正後の商品受領であっても譲受書の入手・保管が必要になります。

Q：劇物除外前に保管していた譲受書はどうすればよいか。

A：従来通り、5 年間の保管をお願いいたします。

Q：劇物除外後、劇物倉庫から普通物倉庫へ移動させるにあたり、期限等の定めはあるか。

A：法令上、毒物劇物から除外されたものを移動させるための猶予期間の定めはございません。ただし、毒物劇物は専用の保管庫で保管・管理することとなっており、毒物劇物から除外されたものは速やかに、区別して保管・管理する必要があります。

Q：毒劇物以外の法令に関する変更はあるか。

A：変更はありません。

Q：用途、適用範囲に変更はあるか。

A：変更はありません。

Q：農薬登録票の変更はあるか。

A：変更はありません。

Q：水溶剤も劇物から除外となるのか。

A：水溶剤は従来通り劇物のままとなり、変更はありません。

※都道府県ごとの条例等もあるため、詳細については管轄の保健所にお問合せください。

以上